

令和5年第3回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年3月1日（水）午後2時00分から午後2時55分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	大澤 正幸、中村 茂、小林 司朗、奥村 久光、若尾 英夫、可児 博恭、 玉木 武義、奥村 武司、伊藤 卓、奥村 富雄、栗本 京治、樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、鈴木 好則、 奥村 松市、奥村 榮造、三宅 静喜
欠席委員	菱川 幸夫
事務局	局長 高井美樹、課長 後藤道広、係長 山口嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第10号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に 対する許可について 第11号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第12号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に 対する決定について 第14号 下限面積（別段の面積）の廃止について
議長	会長が欠席のため、副会長の大澤が議長を務めさせていただきます。 議事進行にご協力をお願いいたします。 皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和5年第3回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、1番、菱川幸夫委員から欠席届が提出されておりますので、 13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和5年第3回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、3番中村茂委員、14番中根章子委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の

設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第2、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転1件です。

受付番号1番は、大森の方と大森の方との間における売買による所有権移転です。大森地内において、譲受人は申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。詳細については、資料のとおりです。

本案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

奥村(松)委員 受付番号1番、大森お願いします。

推進委員7番の奥村から現地確認の報告をします。

大森地内にある畑で、譲受人は申請地の近隣で耕作されています。譲受人の子は営農に積極的であり、今後も畑として耕作されますので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質問なし】

議長 意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第10号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第10号は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第11号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第11号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、4件です。

受付番号1番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の駐車場、庭、水路敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、昭和48年頃から、敷地の一部を駐車場及び水路として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号2番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、一般個人住宅(倉庫)の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、昭和 30 年代から、倉庫敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 3 番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、共同住宅 1 棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

受付番号 4 番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、貸駐車場敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、昭和 58 年頃から貸駐車場敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番から 4 番、今渡をお願いします。

熊 澤 委 員

推進委員 1 番の熊澤から受付番号 1 番から 4 番の現地確認の報告をします。

受付番号 1 番は、今渡地内の農地で、自宅に隣接する農地を一体利用して駐車場、庭、水路敷地として整備する申請です。昭和 48 年頃から自宅の庭や水路敷地として使用していたため始末書が提出されています。

隣接地に農地はありませんので、問題ないと思います。

受付番号 2 番は、今渡東住吉地内の住宅が密集する地域にある農地を、倉庫敷地として転用する申請です。周囲は道路や宅地で隣接する農地はありません。昭和 30 年代から、倉庫敷地として使用していたため、始末書が提出されており、問題ないと思います。

受付番号 3 番は、今渡住吉地内にある農地で、畑の一部を分筆して共同住宅 1 棟を建築するとのことです。隣地所有者への説明も済み、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。

受付番号 4 番は、今渡地内の蘇南中学校西の農地で、昭和 58 年頃から駐車場敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

貸駐車場として利用されており、現況のままでの利用であり、問題ないと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

樋 口 委 員

受付番号 2 番の案件について、東側道路に側溝があるので、雨水排水は道路側溝にできないか。

事 務 局	<p>現地は、始末書が提出されているように、倉庫が建設されており、進入路等は碎石敷として利用されております。現状のまま使用されますので、雨水については自然浸透としています。</p>
樋 口 委 員 議 長 委 員 議 長	<p>分かりました。</p> <p>他に何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>【意見・質疑なし】</p> <p>ご意見も無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第 11 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議ないものと認め、議案第 11 号は原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第 4、議案第 12 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>なお、受付番号 6 番及び 9 番の案件は、書類不備により審議先送りとなっております。それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>日程第 4、議案第 12 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。</p> <p>申請の内訳は、売買による所有権移転 8 件、贈与による所有権移転 4 件、使用貸借権の設定 1 件、合計 13 件です。</p> <p>受付番号 1 番は、三重県菰野町の方外 4 名と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、今渡地内で、4 区画に宅地分譲するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第 3 種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、L 型擁壁及びコンクリートブロックを設置するとのことです。</p> <p>受付番号 2 番から 5 番は、転用事業者は違いますが隣接地で転用目的が全て一般個人住宅敷地となるため併せて説明いたします。</p> <p>全ての案件が、今渡の方と今渡の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めらるるものです。</p> <p>転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅敷地にするとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第 3 種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、隣接農地は 5 条申請済みで、農地はありません。</p> <p>昭和 49 年に一体利用地を分譲住宅として取得後、境界構造物が傾き隣接農地に越境していることが判明したため、始末書が提出されています。</p>

受付番号6番は、書類不備により審議先送りとなっています。

受付番号7番は、今渡の方と坂戸の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号8番は、土田の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号9番は、書類不備により審議先送りとなっています。

受付番号10番は、下切の方と美濃加茂市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下切地内で、隣接地を一体利用して、妻の祖母の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成11年10月頃から浄化槽を設置して利用していたため、始末書が提出されています。

受付番号11番は、二野の方と二野の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、二野地内で、隣接地を一体利用して、金型製造業従業員駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号12番は、美濃加茂市の方と岐阜市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、久々利地内で、隣接地を一体利用して、電気通信業資材置場及び駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第1種農地となります。

隣接する既設事務所に関連する資材置場及び駐車場で、集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁を設置するとのことです。

令和5年2月27日付けで農振除外されています。

受付番号13番は、柿田の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、柿田地内で、7棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、都市計画法の申請済みです。

令和4年8月8日付けで農振除外されています。

受付番号14番は、広見の方と羽生ヶ丘の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、隣接地を一体利用して、建築条件付きで3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号15番は、名古屋市守山区の方と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、令和4年第11回総会において不許可相当となり、その後申請を取り下げられた案件を、事業内容を変更して再度申請された案件です。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

熊 澤 委 員

受付番号1番から5番、今渡をお願いします。

推進委員1番の熊澤が受付番号1番から5番の案件について報告します。

受付番号1番は、今渡住吉地内の農地で、4区画に宅地分譲するための転用申請です。

隣接地に農地は無く、土地改良区の同意もあり、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。

受付番号2番から5番は同じ場所ですから併せて説明いたします。今渡鳴子地内の農地で、令和4年12月に隣接地で農地転用申請をされた際、一部農地が隣接住宅の宅地として利用されていたため、是正処置として申請された案件です。全ての案件で宅地利用されていたため始末書が提出されており、現況のままでの利用で、問題ないと思います。

議 長	<p>受付番号6番は、書類不備のため審議先送りとなっております。</p> <p>受付番号7番、8番、土田お願いします。</p>
佐 橋 委 員	<p>推進委員2番の佐橋が受付番号7番、8番の案件について報告します。</p> <p>受付番号7番は、土田大池にある農地で、3区画に宅地分譲する申請です。周囲に農地は無く、雨水排水は、市が管理する排水路への排水、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。</p> <p>受付番号8番は、土田富士ノ井にある農地で、1区画に宅地分譲する申請です。雨水排水は、市道側溝への排水、土地改良区の同意もあり、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>受付番号9番は、書類不備のため審議先送りとなっております。</p> <p>受付番号10番、下切お願いします。</p>
玉 木 委 員	<p>農業委員8番の玉木が受付番号10番の案件について報告します。</p> <p>受付番号10番は、下切山寺地区の農地で、妻の祖母の所有地に使用貸借権を設定し、隣接地と一体利用して、一般個人住宅を建築する申請です。雨水は道路側溝、上下水道とも整備されており、周囲に農地はありませんので、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>受付番号11番、二野お願いします。</p>
奥村(武)委員	<p>農業委員9番の奥村が受付番号11番の案件について報告します。</p> <p>受付番号11番は、二野地区の農地で、隣接する工場の従業員駐車場に整備する申請です。隣接者への説明も済み、雨水は道路側溝への排水で、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>受付番号12番、久々利お願いします。</p>
奥村(富)委員	<p>農業委員11番の奥村が受付番号12番の案件について報告します。</p> <p>受付番号12番は、久々利地区の土地改良エリア内の農地で、令和5年2月に農振除外されたばかりの農地です。隣接する電気通信事業所の資材置場・駐車場として整備する申請です。周囲はL型擁壁を設置し、雨水は既存敷地を通して西側道路側溝への排水で、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>受付番号13番、柿田お願いします。</p>
奥村(榮)委員	<p>推進委員8番の奥村が受付番号13番の案件について報告します。</p> <p>受付番号13番は、柿田地区の農地で、7棟の分譲住宅を建築する申請です。開発協議が必要な案件で、令和4年8月に農振除外されています。隣接所有者への説明も済み、土地改良区の同意もあり、雨水は土地改良区の排水路、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>受付番号14番、広見お願いします。</p>
樋 口 委 員	<p>農業委員13番の樋口が受付番号14番の案件について報告します。</p> <p>受付番号14番は、広見地内の農地を、建築条件付で3区画に宅地分譲する申請です。雨水は、土地改良区排水路への排水で同意も得てあり、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>受付番号15番、中恵土お願いします。</p>
三 宅 委 員	<p>推進委員9番の三宅が受付番号15番の案件について報告します。</p> <p>受付番号15番は、令和4年第11回総会において不許可相当となり、申請を取り下げら</p>

れた案件を、事業内容を変更し、3棟の分譲住宅を建築する申請です。

隣接所有者への説明も済み、土地改良区の同意もあり、雨水は土地改良区の排水路、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 受付番号14番の案件について、資料では土地改良区の同意がなしとなっているが大丈夫ですか。

事務局 申請地は土地改良区エリアではありませんから同意はなしで、排水同意のみありで問題ありません。

議長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

玉木委員 受付番号14番の案件について、建築条件付きとはどんなことですか。

事務局 転用事業者が住宅を建築する資格がないため、土地購入者が転用事業者の指定する建築業者と、おおむね3ヶ月以内に建築請負契約を結ばなければならないと条件が付くものです。

中村委員 受付番号12番の案件について、申請地と県道の上に土地改良区の排水路があると思うが、排水路の管理について、久々利地区では、何か条件を付けていますか。

奥村(富)委員 農振除外申請時に土地改良管理組合から、水路敷については、草刈り管理をすることとして条件を付けています。コンクリートを張らせることまでは、条件としていない。

中村委員 他の地区では、道路法面や水路敷地の転用後の管理について、苦慮されているので、久々利地区はどうか確認しました。

奥村(富)委員 ご意見として伺っておきます。

議長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第12号、受付番号1番から5番及び7番、8番並びに10番から15番について、それぞれ原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第12号、受付番号1番から5番及び7番、8番並びに10番から15番について、それぞれ原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第5、議案第13号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

はじめに、受付番号1番の案件は、農業委員4番の小林司朗委員が関係者であり、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限により審議に加わることができないため、退席を求めます。

(小林司朗委員 退席)

議長 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第13号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利

用集積計画について説明します。

今月の申請は、5件です。

最初に、受付番号1番について説明します。

受付番号1番は、渚之上の方外1名と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。

渚之上地区内の該当農地について、令和8年3月までの3年間利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議長 議案第13号、受付番号1番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第13号、受付番号1番は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

それでは、小林司朗委員の議事参加を認めます。

(小林司朗委員 着席)

議長 引き続き、議案第13号を議題といたします。

受付番号2番から5番、事務局に説明を求めます。

事務局 受付番号2番から5番について説明します。

受付番号2番は、土岐市の方と塩河の方との間での再設定の貸借権の設定です。

塩河地区内の該当農地について、令和25年3月までの20年間利用集積を図るものです。

受付番号3番は、大森の方と中恵土の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。

大森地区内の該当農地について、令和15年3月までの10年間利用集積を図るものです。

受付番号4番は、名古屋市中村区の方と御嵩町の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。

渚之上地区内の該当農地について、令和10年3月までの5年間利用集積を図るものです。

受付番号5番は、渚之上の方と御嵩町の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。

渚之上地区内の該当農地について、令和10年3月までの5年間利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議長 議案第13号、受付番号2番から5番について、原案のとおり承認し、市に報告するこ

とにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、議案第 13 号、受付番号 2 番から 5 番は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議長 続きます。日程第 6、議案第 14 号、下限面積（別段の面積）の廃止についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 6、議案第 14 号、下限面積（別段の面積）の廃止について説明します。

この議案は、農地法第 3 条許可により農地を取得する際の許可要件について、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになっています。令和 5 年 4 月 1 日付で農地法の一部について改正されることとなっており、この下限面積要件が撤廃されることとなりました。

これに合わせて、可児市で設定している別段の面積についても廃止するものです。

これは、農業者の減少・高齢化が加速化する中であって、経営規模の大小にかかわらず意欲をもって農業に新規参入する方を地域内外から取り込むことが重要であり、こうした方々の農業参入を促進する観点から制度改正されるものです。なお、農地法第 3 条許可に必要な他の要件については、改正後も現在と同様で変更はありません。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議員 長 3 条で農地を取得する場合の下限面積の 3 反が廃止となるわけです。

議員 長 割田で耕作放棄地がありますが、隣接者が 3 反無くても売買により取得することが可能となりますか。

議長 3 条で購入することが可能となります。

議長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 長 【意見・質疑なし】
ご意見もないようですのでお諮りいたします。

委員 長 議案第 14 号について、原案のとおり、廃止することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、議案第 14 号は、原案のとおり廃止することに決しました。

委員 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きます。農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の 2 月指導分について報告します。

別添資料 1 をご覧ください。（件数 5 件）

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の 2 月届出分です。

別添資料2をご覧ください。(件数1件)

農業用施設の届出書の2月届出分です。

届出はありませんでした。

続きまして、2月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

7件の届出がありました。

田 25筆 13,117.91 m² 畑 26筆 8,077.83 m² 合計 51筆 21,195.74 m²

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は3月29日の水曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和5年第4回農業委員会総会は、令和5年4月4日火曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

令和5年度農地転用等のスケジュール表について説明

現地確認日、委員会総会日の確認

これをもちまして、令和5年第3回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様ございました。